

2. 社会実験の実施概要

2.6 まちなか交流施設・ひろばでの活動

社会実験においては、フォーラムやワークショップ等を開催し、市民が主体となって考える機会を創出するとともに、実際に市民が企画・実施するイベント等のプログラムを展開する。

(1) フォーラムの開催 (イメージ)



(2) ワークショップの開催 (イメージ)



(3) プログラムの実施

事例①：佐賀市わいわいコンテナ

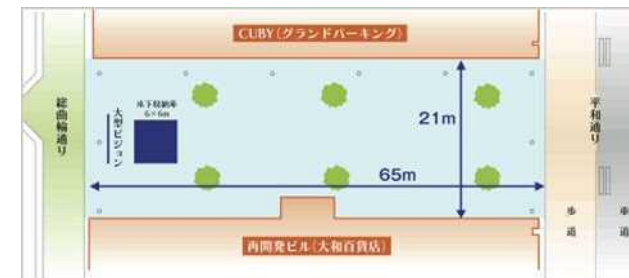
- ・街なかで誰もが自由を楽しむことができる「空き地リビング」
- ・「街なか再生会議」が主体となり、NPO法人ユマニテさが事務局として運営し、イベントの開催にあたっては、地域の住民、近隣商店街、佐賀大学と連携。



出典：佐賀わいわいコンテナ HP

事例②：富山グランドプラザ

- ・中心市街地アーケード通りの一角にある長方形の敷地にガラス製の屋根に覆われた広場。
- ・平成19年2月に富山市が中心市街地活性化基本計画に盛り込んだ事業の一つ。
- ・平成22年以降は指定管理により株式会社まちづくり富山が運営。



つみき広場



カジュアルワイン会



チャックパーク



物産展

出典：富山グランドプラザ HP

2. 社会実験の実施概要

事例③：柏の葉アーバンデザインセンター（UDCK）

- ・公・民・学のマス・コラボレーションを地域主体で実践し、街を創造する拠点。
- ・東京大学、千葉大学、柏市、三井不動産、柏商工会議所、田中地域ふるさと協議会、首都圏新都市鉄道の7つの「構成団体」により、共同で運営。



出典：UDCK HP

2.7 活動の主体とスケジュール

- ・前述のフォーラム・ワークショップ・プログラムについては、松山市（委託事業）や市民参加による企画、UDCMなどの主体がそれぞれの役割のもと、主催することを基本に実施。
- ・ただし、各取り組みにおいては、各主体が相互に連携し、17か月間の社会実験に取り組む。
- ・相互連携を通じて、市民主体によるまちなか交流拠点での今後の新たなまちづくりの仕組みにつなげる。

表 2-1 活動の主体とスケジュール

活動内容	主催		
	松山市 (委託事業)	市民	UDCM
◆フォーラム	●	◇	○
◆ワークショップ	●	◇	●
◆プログラム			
・賑わいイベント	●	◇	
・情報案内サービス	●	◇	
・まちなか図書館	●	◇	
・まちづくり学習講座	●	◇	○
・展示会	●	◇	
・市民企画のプログラム	○	●	○
◆アーバンデザインスクール※1)	○	◇	●

※1) 松山アーバンデザインセンターにおける事業の1つ

【凡例】 ●：主催者 ○：主催者の支援・連携 ◇：プログラムを通じたまちづくりへの参加者

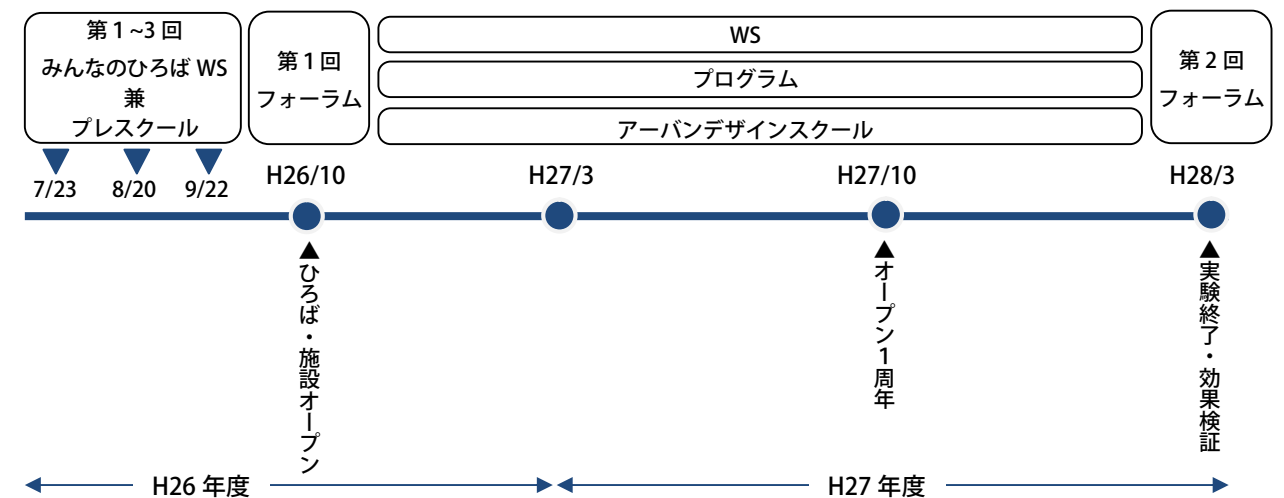


図 2-1 活動のスケジュールイメージ

2. 社会実験の実施概要

2.8 みんなのひろばワークショップ（兼アーバンデザインプレスクール）

(1) 実施概要

みんなのひろば ワークショップ

全3回
(参加無料)

松山市では、ことし10月ごろから約1年半の期間、だれでも使える拠点施設・広場を整備し、まちなかに「みんなのひろば」をつくる社会実験を実施します。その「みんなのひろば」をどう使っていけばいいか、みなさんと一緒に考えるワークショップを行います。



プログラム

第1回 7月23日(水) 18:30~21:00 「みんなのひろば」で “何ができそう?”	第2回 8月20日(水) 19:00~21:00(未定) 「みんなのひろば」を “コーディネートしよう!”	第3回 9月22日(月) 19:00~21:00(未定) 「みんなのひろば」で “実現しよう!”
--	--	---

【事前のお願い】あなたが、
 ・どんなまちなかにしていきたいか
 ・まちなかで実現したいおもしろいこと
 について考えてきてください!

ひろば OPEN 10月頃(予定) 成果発表など

講師

羽藤 英二 氏(東京大学大学院工学系研究科 教授)
 梅岡 恒治 氏(梅岡設計事務所)

場所

未定 *参加者に別途ご連絡いたします

申し込み方法

以下のいずれかの方法で、①氏名②年齢③所属(会社・学校等)④電話番号⑤メールアドレスについて、7月16日(水)までにメール又はFAXでお申込みください。

*原則、全3回の日程について参加をお願いします。
 *都合により、定員は30名程度とさせていただきます。
 *タイトルは「ワークショップ申込み」として下さい。

メールでお申込みの場合

design@citymatsuyama.ehime.jp

FAXでお申込みの場合

089-934-1807



お問い合わせ

松山市都市デザイン課(松山市二番町四丁目7-2)
 TEL: 089-948-6848

(2) 実施結果(第1回ワークショップ)

①開催概要

項目	概要
日時	平成26年7月23日(水) 18:30~21:00
場所	KH三番町プレイス3階 第1会議室
講師等	羽藤 英二 氏(東京大学大学院工学研究科教授) 梅岡 恒治 氏(梅岡設計事務所)
テーマ	みんなのひろばで“何ができそう?”
プログラム概要	1) 開会 2) 趣旨説明 3) 基本構想案紹介(梅岡氏) 現地 4) 話題提供『みんなのひろば』の作り方(羽藤先生 梅岡氏) 5) グループ討議 テーマ:『広場でやりたいこと、+αしたらいいもの』 6) グループ発表 7) 講評・閉会

②ワークショップの様子

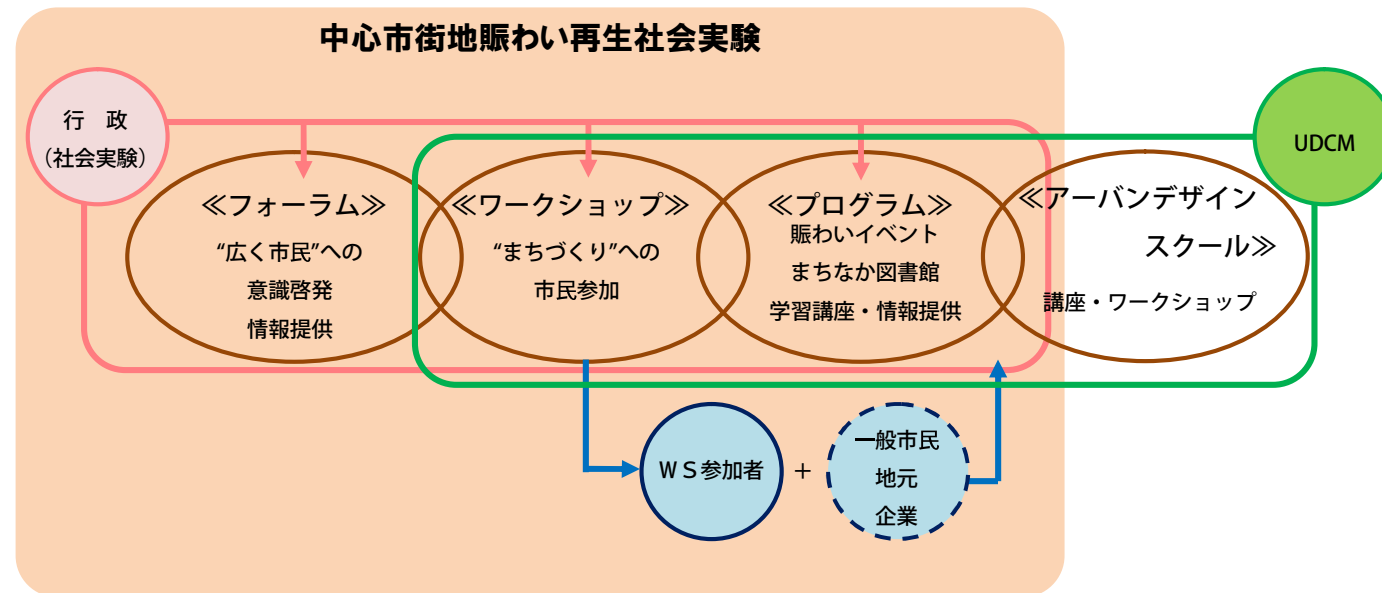


2. 社会実験の実施概要

2.9 まちなか交流施設・ひろばでの活動・管理の基本方針

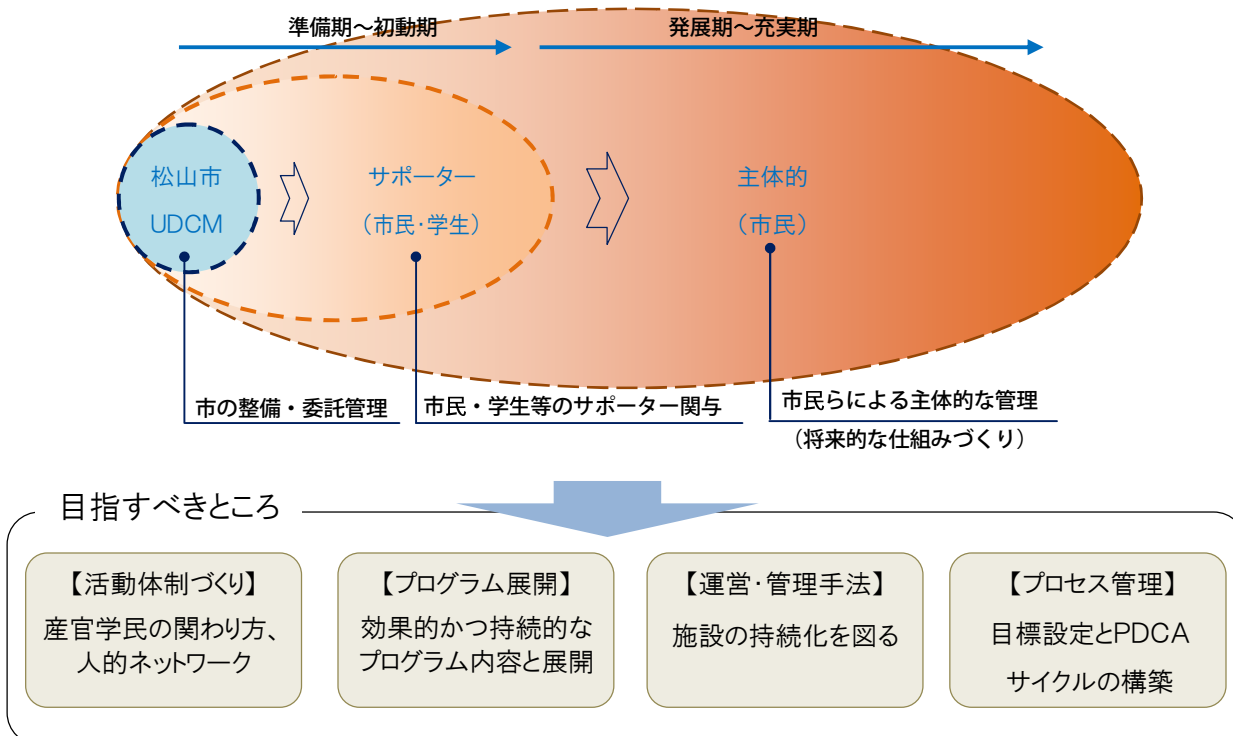
(1) プログラムの実施の基本方針

- ・当初は、松山市が松山アーバンデザインセンターと連携し、フォーラム・ワークショップ・プログラムのきっかけづくりを行いつつ、市民参加を通じて、市民・地元の方が主役となるプログラムへの展開を目指す。



(2) 日常の施設管理・運営の基本方針

- ・本施設・ひろばは、市が整備・委託管理をし、松山アーバンデザインセンターのスタッフが常駐する。
- ・ワークショップ等を通じて、市民や学生のサポートによる運営や将来的には市民による主体管理を目指す。



2.10 施設利用の基本方針

- ・市民が考え、企画するイベント・サービスの実施にあたっては、利用規約を整備し実施する。
- ・社会実験期間においても、将来の継続的な活動を視野に入れたルールづくりが重要となる。
- ・ルールについては、市民参加のワークショップ等を通じて、随時見直しを図るものの、一定の規約については、関係機関等とも調整した検討が必要。

事例①：佐賀市わいわいコンテナ

項目	利用規約・案内
出店期間	・出店の最小単位は1週間とし、最長で1か月間。
営業時間	・11時～19時
家賃	・家賃は、出店期間内の総売上額の5パーセント ・退店日から5日以内に事務局に完納しなければならない。
出店者の遵守事項	・店舗、周辺通路の清掃並びに整頓を行なうこと。 ・営業開始時刻の30分前に出勤し、店内清掃等、開店準備を整えること。 ・区画をはみ出した商品陳列をしないこと。 ・所定の場所以外で飲食又は喫煙をしないこと (店舗内禁煙)。 ・営業時間中は無断で店舗を空けないこと。店舗を短時間空ける場合は、コンテナスタッフを通して、事務局の承諾を得ること。 ・決定された店休日以外の日は無断で休業しないこと。休業する場合は、原則1週間前までに事務局までその旨を届け出、承認を得ること。
事務局の承認	・決定された店休日以外で休業する場合 ・期間中アルバイトにチャレンジ!!コンテナを任せる時間又は日がある場合 ・賃貸契約期間満了前に退店しようとする場合 ・その他チャレンジ!!コンテナの運営に影響があると見込まれる場合 ・特別の設備を設置する場合。(転貸等の禁止)



2. 社会実験の実施概要

事例②：富山グランドプラザ

項目	利用規約・案内
申し込み	<ul style="list-style-type: none"> パンフレット等の料金表を参考に、開催日・時間区分・使用区分を事務所へ連絡 全面・半面使用はご利用希望日の1年前、1/5面は2ヶ月前が予約開始日 仮予約後、1ヶ月以内に申請書を提出。 本予約後はキャンセル料（料金の50%又は、全額）が発生する場合がある。
使用料の支払い	<ul style="list-style-type: none"> 申請書類が提出後、グランドプラザ事務所から承認書と請求書を送付。 支払いは原則前納。
使用の取り消し	<ul style="list-style-type: none"> 富山市まちなか賑わい条例（平成19年富山市条例第26号）またはこの条例に基づく規則に反するとき 公の秩序を乱し、または善良な風俗を害する恐れがあるとき 施設または付属設備を損傷する恐れのあるとき その他、施設の管理上特に支障があるとき 譲渡または転貸し、その他不正な手段により使用の承認を受けたとき
打合せ	<ul style="list-style-type: none"> イベントの設営撤去を含めた当日のスケジュール、会場図、使用備品等の初回打合せ。 最終の打合せをイベント当日の1週間前までに実施。 当日の入り時間、搬入搬出の流れ、設営撤去の流れ、イベント開催中の流れを確認。
使用の厳守事項	<ul style="list-style-type: none"> 使用エリア平面図の使用可能エリアを順守。 周辺店舗へ配慮した会場配置。また煙や臭いが出るものはご遠慮いただく場合がある。 設営・撤去時でも車の乗り入れには許可書が必要。 設営は9：30までに要完了。 広場内の柱等への張り紙は条例で禁止。 イベント時の音量は90dB以下。（スピーカーより1m地点で計測） スピーカー、パワーアンプを増設する場合は事前相談。 トイレ等、グランドプラザ外であっても、イベント参加者により汚された場合は清掃。

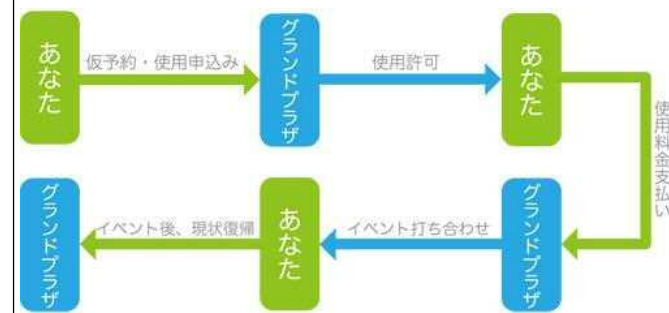


図 使用手続きの流れ

使用料金 (円・税別)		午前4時間 10:00～14:00	午後4時間 14:00～18:00	夜間4時間 18:00～22:00	全日12時間 10:00～22:00	
専用使用	全面 (1年前より受付)	平日	¥28,000	¥35,000	¥35,000	¥70,000
		土日休日	¥80,000	¥100,000	¥100,000	¥200,000
	半面 (1年前より受付)	平日	¥20,000	¥25,000	¥25,000	¥50,000
		土日休日	¥56,000	¥70,000	¥70,000	¥140,000
行為使用	1/5面 (2ヶ月前より受付)	平日	¥12,000	¥15,000	¥15,000	¥30,000
		土日休日	¥24,000	¥30,000	¥30,000	¥60,000
	移動店舗・ パフォーマンス等 (1ヶ月前より受付)	平日	¥1,200	¥1,500	¥1,500	¥3,000
		土日休日	¥2,000	¥2,500	¥2,500	¥5,000
大型映像装置(専用使用時のみ)		¥12,000				

図 料金表

事例③：姫路駅北前広場活用空間使用（社会実験）

項目	利用規約・案内
申し込み	<ul style="list-style-type: none"> 事前相談の上、使用日の6ヵ月前の月の1日から、使用日の3週間前の日まで受付。 受付は、原則先着順（ただし、周辺で開催されるイベントがある場合など日程調整。） 申請に必要な書類に必要事項を記入の上、使用日の3週間前の日までに提出。
使用期間	<ul style="list-style-type: none"> 1週間以内
使用料の支払い	<ul style="list-style-type: none"> 納入通知書の到着後、約3週間に支払い。 (使用料の免除) ①国又は地方公共団体が公用又は公益のために使用する場合 ②市内の生徒、児童又は園児の団体が教育上の目的で使用する場合 ③社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する社会福祉事業のために使用する場合 ④市から事業等の実施を受託した団体が使用する場合 ⑤市長が特別の理由があると認める場合
使用できる行為	<ul style="list-style-type: none"> ①オープンカフェ、マルシェ等不特定多数の者の飲食、買物等の場の用に供すること。 ②コンサート、パフォーマンス等不特定多数の者を対象に興行をすること。 ③広告物又はこれに類する物の表示及び情報発信を行うこと。 ④公益的な募金その他これらに類する行為をすること。 ⑤市民等が参加する展示会、集会、イベントその他これらに類する催しを行うこと。 ⑥その他賑わいの創出とまちの活性化に寄与すること。
使用の注意事項	<ul style="list-style-type: none"> 関係法令の遵守（道路法、道路交通法、消防法、建築基準法、食品衛生法 など） 臭い、煙等（イベント等の際に、臭い、煙等を発生するおそれのある設備については、周辺利用者や通行者への影響を及ぼす恐れがあるため、使用者は事前に駅前広場管理者等と持込み又は設置について協議） 音響設備等（音響設備、BGM等に関して、使用機器・使用方法などについて事前確認。周辺利用者や通行者に支障があるときは、音量制限） 危険物の持ち込み不可（持込み物品は、事前確認）

活用空間の使用料は、使用区分に応じ、下表に掲げるとおりとなっています。

使用区分	使用料	
	単位	金額
行商、募金（※）	1日1件	410円
出店その他これに類するもの	1日1平方メートル	40円
興行	1日1平方メートル	90円
展示会、集会その他これらに類するもの	1日1平方メートル	11円

備考 使用面積に1平方メートルに満たない端数があるときは、これを1平方メートルとします。

※ 行商、募金による使用の場合、別途使用面積に応じた使用料がかかります。

図 料金表